

捜査方法としての遮蔽空間の探知に関する考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法科大学院 公開日: 2017-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 真 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18367

〔論 説〕

捜査方法としての 遮蔽空間の探知に関する考察

Expectation of Privacy and Legitimacy of Using Sense-Enhance Device

清 水 真

目 次

序

I 平成 21 年最決

II 光学的写真撮影による捜査との対比

III 米国判例における遮蔽空間の探知

終わりに

序

平成 21 年，最高裁は，覚醒剤の営利目的所持並びに譲渡の罪を犯している疑いがある者が支配する会社の事務所宛に覚醒剤の「卸元」から送られたと思われる宅配便梱包物が，覚醒剤粉末を内包しているものか否か確認するために，宅配便会社営業所の承諾の下にこれを借り出し，エックス線検査機を用いて無令状で透視した捜査方法を検証としての実態を持った事実上の強制処分に該当する旨判示した⁽¹⁾。この事案においては，第 1 審判決・控訴審判決が共に当該捜査の性格を任意処分である旨判示していたこともあって，平成 21 年上告審決定は注目を浴びている。本稿では，上記最決の検討を中心に遮蔽空間の外部からの探知について若干の検討をしてみたい。

I 平成21年最決

1 事実の概要

大阪府警察本部生活安全部に所属する捜査官は、覚醒剤営利目的所持の被疑事実で逮捕した被疑者2名から、本件被告人である甲・乙・丙の3名が実質的に経営する会社から覚醒剤を譲り受けた旨供述する者がいたことから、覚せい剤取締法違反を嫌疑として、同社に対する捜査を開始した。その結果、①同会社事務所付近での内偵により、同会社事務所周辺において、本件被告人乙がタクシーで乗り付けた男に対して封筒を渡す場面を現認した他、本件被告人丙が同様の行動を取る場面が現認され、また上記会社の従業員にも同様の行動が見られたこと、②右会社従業員が仮名で開設していた3口の銀行口座における出入金状況に関する捜査結果、③覚醒剤営利目的所持で逮捕された者による覚醒剤譲渡の手口が宅配便の利用によるものであり、同人からの宅配便送り先には「大阪のα組」との記載があったこと、及び同人が所持していた携帯端末のメモリーには、「(筆者注・本件被告人の氏名である)甲・α組」との登録がなされていたこと等から、同社が宅配便により覚醒剤を仕入れているのではないかと考え、同社宛の宅配便梱包物につき宅配便会社に照会したところ、④同一人物と思しき者から、2箇月弱の間に同会社事務所宛に多数の宅配便が送られていたことが明らかになった。その後、当該宅配便会社の承諾を得て、これ迄と同一人物と思しき者からの本件会社事務所宛の宅配便梱包物を4回にわたって借り受けて持ち出し、関西国際空港内に所在する大阪税関出張所においてエックス線照射による射影検査を行ったところ、それら梱包物の全てにおいて、長方形の袋に均質に詰められている物の射影が確認された。その射影等を疎明資料として本件会社事務所等を搜索場所とする搜索差押許可状が発付され、その執行により、覚醒剤粉末等の証拠物が差し押さえられ、甲・乙・丙は起訴された。

第1審裁判所は、「宅配便荷物をエックス線検査にかけると、その射影を見

捜査方法としての遮蔽空間の探知に関する考察

ることにより、内容物の形状や材質について窺い知ることが可能になる。このような方法は、捜査機関が、運送中の宅配便荷物について、封を開披することなく、①目視して外観を見分する、②寸法や重量を測定する、③荷送伝票の記載を読んで荷送人・荷受人の住所氏名等や内容物として記載された品名を知るなどの方法で調査するのは性質を異にし、内容物の形状や材質について窺い知ることが可能になるという点で、荷送人・荷受人の私的な領域に一步踏み込むものである。荷送人及び荷受人が当該荷物に関し本件のようなエックス線検査が実施されようとしていることを知った場合、これを承諾しないことも予想されるところ、そのような機会を与えずに荷物をエックス線検査にかけることは、その程度はともかくとして、荷送人・荷受人のプライバシー等を侵害するものであることは否定できない。しかし、本件によるエックス線検査による方法は、その射影により内容物の形状や材質を窺い知ることができるだけで、内容物が具体的にどのようなものであるかを特定することは到底不可能である。したがって、この方法が荷送人・荷受人のプライバシー等を侵害するものであるとしても、その程度は極めて軽度のものにとどまる。荷物を開披した上で内容物を見分した場合に荷送人・荷受人のプライバシーが侵害されるのに比べれば、格段の差があるといわなければならない。以上によれば、本件のエックス線検査による方法は、刑事訴訟法 197 条 1 項但書にいう『強制的処分』に属するものではなく、捜査機関がいわゆる任意捜査として実施しうるものというべきである。」との判断を示し、次いで、任意捜査としての相当性を検討した上でこれを肯定し、結局、本件捜査方法は適法である旨判示した⁽²⁾。

控訴審の大阪高判平成 19 年 3 月 23 日（公刊物未登載）も、第 1 審判決と同様に、捜査官による宅配便梱包物のエックス線照射による射影検査が任意捜査に該当するものと解した上で、任意捜査としての相当性を認め、適法な捜査である旨判示した。

2 判 旨

上告趣意が適法な上告事由に当たらないとして上告を棄却したものの、尚書

きて以下の通り判示した。

「本件エックス線検査は、荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、これに外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察したものであるが、その射影によって荷物の内容物の形状や材質を窺い知ることができる上、内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能であって、荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する強制処分当たるものと解される。そして、本件エックス線検査については検証許可状の発付を得ることが可能だったのであって、検証許可状によることなくこれを行った本件エックス線検査は、違法であると言わざるを得ない」。

尚、エックス線の照射による射影の検査結果を疎明資料の一つとして発付された捜索・差押許可状の執行によって差し押さえられた覚醒剤粉末等の関連証拠については、独立入手源法理等に依拠したと思われる論理により、排除しない旨判示している。

II 光学的写真撮影による捜査との対比

Iで概観した平成21年最決の位置付けをするに際しては、光学的写真撮影による捜査に関する判例法理との対比が重要であろう。判例は、公道上又は不特定多数人の出入りが許容されている空間における捜査方法としての光学的写真撮影に関しては、強制捜査に該当すると言う見方を採ってはいない⁽³⁾。勿論、かかる捜査方法が全くの「野放し」で良いと言う見方をしている訳ではなく、嫌疑の程度・証拠保全の必要性和緊急性等を考慮の上で相当と認められる限度で許容される旨判示しているので、任意捜査の適法性に関する基準⁽⁴⁾が適用

されることになる。

そもそも、公道上又は不特定多数人の出入りが許容されている空間においては、その場にいる者は自らの容貌・姿態を他者の前に晒しているのであるから、「他者（就中、捜査機関等の公権力）から監視・干渉を受けない利益」、あるいは「自己の所在に関する情報を自らが control する権利」のいずれの意味においても、privacy の利益に客観的期待（合理的期待・正当な期待）が認められるとは言い難い。この点、自己の居宅・投宿先ホテル客室等の外界から遮蔽された空間で寛ぐ利益、すなわち privacy の期待が客観的・合理的であるのとは対照的である⁽⁶⁾。Privacy の期待が被処分者の主観的期待にとどまるか、社会通念上の客観的期待（合理的期待・正当な期待）にまで至っているのかで扱いを異にすると言う考え方は、電話傍受に関する Katz 事件の合衆国最高裁判決において、Harlan 裁判官が執筆した補足意見において示されたものである⁽⁶⁾、この概念は今や完全に米国において定着している⁽⁷⁾。privacy の期待が主観的に過ぎないか、客観的・合理的であるかと言う分析方法に従うならば、被処分者が居宅・投宿先ホテル客室にいる際の容貌・姿態を望遠レンズや赤外線カメラ等を用いて撮影する捜査方法は強制処分となる筈であるのに対して、公道上又は不特定多数人の出入りが許容されている空間における写真撮影は、任意処分に過ぎないと分類されるのである⁽⁸⁾。

勿論、公道上又は不特定多数人の出入りが許容されている空間においても肉眼で監視されるのと写真撮影されるのとでは監視の度合いが異なるのであるから、客観的期待（合理的期待・正当な期待）にまでは達していないものの、この場合でも猶、privacy の利益は主観的期待としての限度ではあるが保護されるべきであり、それ故に、犯罪の嫌疑が存在し、証拠保全の必要性（更には緊急性）があり、手段が社会的に相当である等の要件の下でのみ適法とされるのである。

上記判例法理のように考えるのであれば、外界から遮蔽された空間の映像を光学的撮影以外の方法、すなわち平成 21 年最決の事案のようにエックス線を照射してその射影を撮影した場合には、当該処分の性格は、強制処分に該当す

るものと考えるべきであろう。もっとも、外界から遮蔽された空間を何らかの技術を用いて探知するのであれば、内容物の材質・形状を必ずしも具体的に把握し得ない場合であっても強制処分に該当するという見方⁽⁹⁾は強制処分概念を過度に広げるものであるから採るべきでない。「個人の意思の制圧」と「身体・住居・財産等（すなわち重要な法益）への強度の制約」があったとは言い難い場合だからである。従って、平成21年最決でも判示しているように、内容物の形状・材質を窺い知れるのみならず、内容物によっては相当程度具体的に品目等を知り得ることを以て privacy 侵害性の大きさを認定せざるを得ない⁽¹⁰⁾。ちなみに、Ⅲにおいて概観する米国判例においても、特定の法禁物が当該遮蔽空間に存在するか否かのみを探知し得る方法で外部から検査を行った場合にまで、合衆国憲法第四修正に言う「搜索」、すなわち、強制処分に該当すると見ることは出来ないと判示している。

Ⅲ 米国判例における遮蔽空間の探知

我が国の憲法・刑事訴訟法は米国法を継受しており、現在も多大な影響を与えられている。Ⅱにおいて、遮蔽空間の内容物に対する外部からの探知がすべからず強制処分に該当すると言えるか否かについて見解の対立がある旨紹介したが、以下、この点に関して参考になるとと思われる米国における判例法理を概観・検討してみたい。一方は、遮蔽空間に対する熱画像機を用いた監視の事案に関する判断であり、他方は遮蔽空間に対して薬物探知犬を用いた嗅覚的検査を実施した事案に関する判断であるが、両者には共に特殊な手段で遮蔽空間を監視するという点で共通点があるが故である⁽¹¹⁾。

1 Kylo 判決

事案は、大要、以下の通りである。

連邦捜査官は、上告人 Kylo の所有にかかる3棟の建物からなる家屋において大麻草の栽培が行われているとの嫌疑を抱いた。大麻草を屋内で栽培する

際には強い光を発する照明器具を用いるのが常であるため、捜査官は、そのような照明器具の発する熱が当該家屋から放出されているか否かを調べるため、公道上において熱画像機を使用して上記3棟の建物を検査した。熱画像機とは、対象物からの赤外線放射の放射を感知することによって、その赤外線放射を画像に変換すると共に、温度の高低を色の濃淡によって示す機器、すなわち赤外線カメラの一種であるが、熱源の存在を感知することは出来るものの、捜査機関が用いていた熱画像機には、遮蔽空間内部の様子を必ずしも明瞭な画像として構成する性能は備わってはいないことが多く⁽¹²⁾、本件事案において用いられた熱画像機についても同様であった。上告人の家屋に対する熱画像機による探知の結果、上告人方車庫の屋根と家屋の横壁が家屋の他の部分に比して高温であり、隣接する2棟よりもかなり暖かいことが判明した。そこで捜査官は、上告人が大麻草を自宅内で栽培するためにハロゲン・ライトを使用しているものと判断した。この熱画像処理結果の他、密告者からの通報、上告人方に対する電気代等の請求書を疎明資料として上告人方家屋に対する搜索差押令状が発付された。この令状に基づく搜索の結果、上告人が、自宅内で100株以上的大麻草を栽培していたことが判明し、関連証拠が差し押さえられた。

大麻草栽培等の訴因で起訴された上告人は、連邦 District Court で、自宅において差し押さえられた証拠の排除を申し立てたため、条件付き有罪答弁をした。その後、Court of Appeals は、上告人が自宅から出る熱を隠蔽しようとはしていなかったことを理由に、上告人には privacy の期待がない、仮に privacy の期待があるのだとしても、熱画像機によって上告人の私生活上の詳細 (intimate details) が晒された訳ではないので、privacy の客観的期待が害された訳ではない旨判示し、証拠排除申立を却下した連邦 District Court の判断を確認した⁽¹³⁾。

Scalia 裁判官執筆の法廷意見 (Souter, Thomas, Ginsburg, Breyer 各裁判官参加) は、原判断を破棄・差し戻した⁽¹⁴⁾。判旨は、大要、以下の通りである。不合理な搜索・押収を禁じる合衆国憲法第四修正の中心部分は、不合理な侵入を受けることのない自己の家に退却する権利がある。例外はあるものの、

家屋に対する無令状の搜索は不合理な搜索である。合衆国憲法第四修正に関する当裁判所の判例法理上、令状によらずに肉眼で家屋を監視することが許容されるのは明らかであるが、感覚増幅機器（sense enhancing device）を使用して「憲法上保護された領域への侵入」がなければ入手出来なかった筈である家屋の内部に関する情報を入手することは「搜索」に該当する。少なくとも、当該科学技術が一般公衆に利用されていない場合はそうである。被上告人（合衆国）は、熱画像機が当該家屋の外面から放射されている熱を感知したに過ぎないことを理由に、熱画像機の使用は「搜索」に当たらない旨主張する。このことから、本件での反対意見は、「壁越しの（off the wall）監視」と「壁を通しての（through the wall）監視」との間には憲法上、根本的差異がある旨説く。しかし、熱画像機が家屋から放射される熱のみを捕捉するのと同様に、強力な指向性 microphone も家屋から出てくる音のみを捕捉するのである。当裁判所は、通信傍受装置が電話 booth の外側に到達した音波のみを捕捉した事案に関する Katz 判決において、そのような合衆国憲法第四修正の杓子定規な解釈を採らなかったのである。本件で使用された科学技術は高水準なものではなく、家屋内の私事の詳細を観察できるものではなかったが、監視装置の精巧度とそれによって監視される事柄の privacy の利益との間には必然的な結び付きは存しない。本件熱画像機の使用は、不適法な「搜索」であったと判断すべきであり、熱画像処理によって得られた証拠を排除しても猶、本件搜索令状が、他の疎明資料によって相当理由を持っていたか否かを審理するよう差し戻すべきである。

これに対して Stevens 裁判官の反対意見（Rehnquist 首席裁判官，O'Connor, Kennedy 各裁判官参加）は、大要、以下の通りである。監視者が私的な場所にある情報に対して直接的に接近し得る「壁を通しての」監視と、公共空間にある情報からの推論を行うこととの間には憲法上重要な差異がある。本件は、「壁越しの」監視、すなわち、家屋の外部からの監視結果から間接的に家屋内の様子を演繹推論した事案である。上告人方家屋の外部に滲出した情報に対して熱画像機の使用により行われた本件監視は、憲法上保護された

privacy の利益を侵害するものではなかった。当裁判所の判例法理によれば、公衆の目に晒されているものは、家屋内であろうと事務所内であろうと合衆国第四修正の保護対象ではないのである。本件熱画像機の使用は、上告人方家屋の壁を通して侵入するものではなく、家屋から公共空間に滲出して来た熱放射に関する情報を採取するものであって捜索には該当しない。

2 Caballes 判決

事案は、大要、以下の通りである。

Illinois 州警察の警察官が、州際高速道路上の速度違反により被上告人 Caballes の運転する自動車を停止させ、この件を通信指令室に無線連絡したところ、この連絡を偶然耳にした同州警察薬物取締班に所属する別の警察官が、薬物探知犬を伴って、被上告人車両の停止している地点に臨場した。交通違反の処理が行われている間、薬物取締班所属警察官は、被上告人車両周辺を薬物探知犬に歩かせた。トランクの周辺で薬物探知犬が反応を示したため、トランクを捜索したところ、大麻が発見され、被上告人を逮捕した。尚、薬物取締班の臨場から、被上告人が逮捕される迄は、10 分間弱であった。被上告人は、トランク内から発見された大麻の証拠排除と、逮捕取消を申し立てたが、District Court はこの申立を却下し、有罪認定の上、12 年の拘禁刑と差し押さえられた大麻の末端価格相当額である約 26 万ドルの罰金が言い渡された。控訴審もこの判断を確認したが、Illinois 州最上級裁判所は、本件薬物探知犬による嗅覚的検査は、薬物犯罪の存在を示す特定且つ明瞭な事実がないままに行われたものであることを理由に、破棄判決を下した⁽¹⁵⁾。

Stevens 裁判官執筆の法廷意見 (O'Connor, Scalia, Kennedy, Thomas, Breyer 各裁判官参加) は、破棄・差し戻した⁽¹⁶⁾。その内容は、大要、以下の通りである。十分に訓練された薬物探知犬による嗅覚的検査は、禁制品である規制薬物の存否のみを明らかにするにとどまる。従って、合法的な自動車の停止措置中における薬物探知犬による嗅覚的検査は、privacy 侵害に当たらない。他方で、Souter 裁判官の反対意見は、薬物探知犬と雖も誤りを犯し得るので

あるから、嗅覚的検査は、合衆国憲法第四修正の保障する privacy の合理的期待を侵害し得る。それ故、合衆国憲法第四修正に言う「搜索」に該当するものとして、同条の規制に服させるべきである。

Ginsburg 裁判官の反対意見（Souter 裁判官参加）は、大要、以下の通り説く。本件におけるトランクの嗅覚的検査は、交通違反に基づく停止を薬物犯罪の捜査へと転化させるものであって許容されない。

3 小 括

薬物探知犬を利用した無令状の嗅覚的検査に関しては、既に、Place 判決⁽¹⁷⁾及び Edmond 判決⁽¹⁸⁾において適法とされ、Court of Appeals においても同様の判示がなされていたもの⁽¹⁹⁾、その論理は必ずしも明瞭ではなかった⁽²⁰⁾。

合衆国最高裁が Kyllo 判決を下す以前の連邦 Court of Appeals は、熱画像機を利用した捜査が合衆国憲法第四修正に言う「搜索」に該当しない旨判示していた⁽²¹⁾。その根拠としては、①熱画像機の利用と薬物探知犬を利用した嗅覚的検査との類似性⁽²²⁾、②捜査対象である家屋等からの熱放射と被疑者宅から戸外に出された塵芥との類似性⁽²³⁾、③被疑者が外部への熱放射を止める積極的方策を採っていないが故に被処分者には privacy の主観的期待も認め難いこと⁽²⁴⁾等様々であった。しかし、Kyllo 判決が下されたことによって、遮蔽空間内部の状況を特殊な機器の使用によって探知する捜査方法に関する裁判実務は大きく変わったと言えよう。

Kyllo 法理と Caballes 法理は、いずれも遮蔽空間の内容物を特殊な技術を用いて探知した事案に関するものであるが、Kyllo 判決の事案で用いられた熱画像機によれば、犯罪被疑事実とは無関係な情報も公権力によって探知されるのに対して、Caballes 判決の事案で用いられた薬物探知犬は、ある特定の物が当該遮蔽空間に存在するの否かと言う二進法的な探知を行うのみであって、犯罪被疑事実とは無関係な情報までも公権力が入手し得るものではなかった⁽²⁵⁾。この点で、IIにおいて触れたように、遮蔽空間について、被疑事実と無関係な内容物であっても、その材質・形状を知り得る場合に当てはまるのが

Kyllo 法理であり、被疑事実と無関係な内容物について材質・形状を知り得ない場合に当てはまるのが Caballes 法理であると考えれば、平成 21 年最決の法理は合衆国最高裁が採っている Kyllo・Caballes 法理と整合性を持つものと評価することが出来よう。

また、Kyllo 法理と同様に考えるのであれば、平成 21 年最決の事案においては、梱包することによって内容物を外界から遮蔽し、他者の監視・干渉を容易に受けないということへの客観的期待を抱いている荷送人等の利益を外部からエックス線照射し、撮影することによって侵害したものと評価することができよう。すなわち、平成 21 年上告審決定が判示する通り、憲法 35 条の意味での「搜索」、刑訴法上の検証に該当し、強制捜査であると言うべきであろう。

終わりに

光学的写真撮影に関する我が国の判例法理、遮蔽空間の探知に関する米国の判例法理との整合性を意識して平成 21 年上告審決定を理解すれば、遮蔽空間の内容物を特殊な装置で探知し、被疑事実以外の情報をも公権力が把握し得る場合には強制処分に該当するとして、事前の令状入手を求めているものと解するべきである。

本稿において概観した日米の判例法理に対する分析方法を採用するのであれば、欧米諸国の主要空港において搭乗客に対する身体・衣服の検査用機器として導入され、我が国の主要空港でも導入が決まっているミリ波検査機⁽²⁶⁾を犯罪捜査の手段として採用し、衣服・所持品等、外界から遮蔽された空間の探知をした場合、当該処分の性格は強制処分としての検証に該当するものと考えべきであろう。故に、現行刑訴法上は、検証令状を事前に入手しなければならないことになろう。他方で、我が国の空港等に導入されて既に久しいが、瓶等の容器を開栓することなく、その内容物である液体が可燃性・爆発性等を有するか否か検査し得る機器の使用については、それが可燃性・爆発性等、航空機の運航に対する危険性を持つ液体であるか否かを判定する以外には、内容たる

当該液体の情報を探知し得ない訳であるから、猶も、任意処分にとどまるものと見るべきであろう。同様に、ユーロ圏諸国の税関等で導入されているユーロ紙幣の臭気のみ反応する探知犬を利用したユーロ紙幣の違法な域外持ち出し又は域内持ち込みの検査方法のように、探知犬による嗅覚的検査は特定の対象物が当該遮蔽空間に存在するか否かを検査し得るに過ぎない。それ故に、我が国の捜査機関において、薬物探知犬以外にも様々な種類の探知犬を訓練し、それらによる嗅覚的検査を任意処分として相当性要件の下で採用することが可能であろう。このような二分法は、我が国の裁判実務においても、今後、捜査に応用可能な新技術が開発されるたびに、当該処分の性格を判定するに当たって極めて有意義な基準であると考ええる。薬物犯罪・テロ行為等、犯罪の組織化・国際化は深刻化する一方であり、新たな技術の導入による対抗策を果敢に打ち出すべきところであるが、そのような新技術の運用に先立ち、上述の二分法に従い、必要に応じて周到な立法措置を講じることが望まれる。

〈注〉

- (1) 最(2小) 決平成21年9月28日刑集63巻7号868頁。
- (2) 大阪地判平成18年9月13日判タ1250号339頁。
- (3) 最(大) 判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁、最(2小) 判昭和61年2月14日刑集40巻1号48頁、最(2小) 決平成20年4月15日刑集62巻5号1398頁等。
- (4) 最(3小) 決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁。また、この基準を任意取調に適用した最(2小) 決昭和59年2月29日刑集38巻3号479頁、隠捜査に適用した最(1小) 決平成16年7月12日刑集58巻5号333頁等においても同様な基準が採られている。
- (5) 本文中で示した privacy の客観的期待(合理的期待・正当な期待)・主観的期待という概念が一般的なものとして定着する以前から、これと類似の発想は十分に意識されない乍らも非常に長く用いられてきた。例えば、郵便職員以外の者による葉書の無許可閲覧は不可罰であるものの、信書を開封することは可罰的である。また、人の看守する邸宅であるか否かで不法侵入罪の成否は分かれている。更に、無線通信を傍受することには違法性がないが、有線通信を傍受することは原則として違法とされてきた。すなわち、他者の監視・干渉を拒む意図が当事者によって示されていたか否かで、法的保護の有無・程度が分かれるものとされて

捜査方法としての遮蔽空間の探知に関する考察

きた訳である。

- (6) Katz v. United States, 389 U. S. 347, 360 (Harlan, J., concurring) (1967).
- (7) E. g., Wayne R. LaFare, Search and Seizure 4th ed. vol 1 pp. 422-445 (2004).
See also, United States v. Miller, 425 U. S. 435, 442-43 (1976); Smith v. Maryland, 442 U. S. 735 (1976); Oliver v. United States, 466 U. S. 170 (1983); Knots v. United States, 468 U. S. 276 (1983); Karo v. United States, 468 U. S. 705 (1984); Dow Chemical Co. v. United States, 476 U. S. 227 (1985); California v. Ciraolo, 476 U. S. 207 (1986); California v. Greenwood, 486 U. S. 35 (1988).
- (8) 渥美東洋『全訂刑事訴訟法・第2版』(平成21年・有斐閣) 24-26頁, 井上正仁『強制捜査と任意捜査』(平成18年・有斐閣) 12-13頁, 香川喜八朗「写真撮影の適法性とコミュニティ・セキュリティ・カメラ」森下忠他編集代表『日本刑事法の理論と展望・下』(平成14年・信山社) 73-77頁, 安富潔『ハイテク犯罪と刑事手続』(平成12年・慶應義塾大学出版会) 25-28頁等参照。
- (9) 正木祐史・判批・法セミ660号128頁, 豊崎七絵・第1審判決判批・法セミ637号118頁等。
- (10) 笹倉宏紀・判批・ジュリ1398号209頁, 池田公博・判批・法教354号別冊「判例セレクト2009〔II〕」39頁等。
- (11) David A. Harris, *Superman's X-Ray Vision and the Fourth Amendment: The New Gun Detection Technology*, 69 TEMP. L. REV. 1, 29-32 (1996); Ric Simmons, *The Two Unanswered Questions of Illinois v. Caballes: How To Make the World Safe for Binary Searches*, 80 TUL. L. REV. (2006).
- (12) See, e. g., Michael L. Huskins, Comment, *Murijuna Hot Spots: Infrared Imaging and the Fourth Amendment*, 63 U. CHI. L. REV. 655, 611 (1996); Jeffrey P. Campisi, *The Fourth Amendment and New Technologies: The Constitutionality of Thermal Imaging*, 46 VILL. L. REV. 241, 245 (2001).
- (13) United States v. Kyllo, 190 F. 3d 1041 (9th Cir. 1999).
- (14) Kyllo v. United States, 533 U. S. 27 (2001).
尚, この判決に関する邦語文献として知り得たものに, 洲見光男「修正四条の適用判断と『明白な準則』」『三原憲三先生古稀記念論文集』(平成14年・成文堂) 695-718頁, 洲見光男・判批・アメリカ法2003年1号204頁以下, 大野正博・判批・朝日法学論集31巻27頁以下がある。
- (15) People v. Caballes, 802 N. E 2d 202 (Ill, 2003).
- (16) Illinois v. Caballes, 543 U. S. 405 (2005).

尚, Rhenquist 首席裁判官はこの事件の審理・判決に参加していない。この判決に関する邦語文献として知り得たものに, 洲見光男・判批・アメリカ法2006年1号113頁, 二本柳誠・判批・比較法学41巻1号252頁以下がある。

- (17) United States v. Place, 462 U. S. 696 (1983).
- (18) City of Indianapolis v. Edmond, 521 U. S. 32 (2000).
- (19) United States v. Reed, 141 F. 3d 644, 650 (6th Cir. 1998); United States v. Seals, 987 F. 2d 1102, 1106 (5th Cir. 1993).
- (20) *The Supreme Court-Leading Cases*, 119 HARV. L. REV. 179, at 182 (2005).
- (21) Daniel McKenzie, *What Were They Smoking?: The Supreme Court's Latest Step in a Long, Strange Trip through the Fourth Amendment*, 93 J. CRIM & CRIMINOLOGY 153, at 167 n. 139 (2002).
- (22) See United States v. Pinson, 24 F. 3d 1056 (8th Cir. 1994); United States v. Kyllo, 190 F. 3d 1041 (9th Cir. 1999).
- (23) United States v. Pinson, *supra* note 23 at 1058-59.
- (24) See United States v. Robinson, 62 F. 3d 1325 (11th Cir. 1995); United States v. Meyers, 46 F. 3d 668 (7th Cir. 1995).
- (25) *The Supreme Court-Leading Cases*, *supra* note 20, at 183-86 (2005); Michele M. Jochner, *Privacy Versus Cyber-Age Police Investigation - The Fourth Amendment in Flux*, 90 ILL. B. J. 70, 75 (2002); Orin S. Kerr, *The Fourth Amendment and New Technologies: Constitutional Myths and the Case for Caution*, 102 MICH. L. REV. 801, 802-04 (2004).
- (26) 元来は、壁紙等を剥がすことなく建造物の壁に亀裂等がないかを検査するために開発された装置であり、人体に無害な程度の微弱な電磁波を極めて短時間当てることによって対象物の検査を行うものである。